

大阪府監査委員告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年4月27日

大阪府監査委員 大西 寛文
同 山本 浩二
同 岸本 佳浩
同 森田 秀朗

委員意見に対する措置

（委託料に関する処理について）

監査対象機関名	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	
監査実施年月日	事務局 平成24年11月26日から同年11月28日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>府の所有財産である大阪府立金剛コロニーしいのき寮に新たに個室を設置するに当たり、府は指定管理者である社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「法人」という。）に対する委託業務として契約を取り交わしていたものの、法人は施設整備補助金として経理処理したために、当該個室が法人の所有する資産として固定資産に計上されていた。</p> <p>法人は、当該施設整備で計上した固定資産を全額費用に振り替えるとともに、純資産に計上した国庫補助金等特別積立額を取り崩す必要がある。</p> <p>また、当該事業は府において法人に対する随意契約としているが、府立施設の改修工事であることから、本来は入札により直接執行すべきものであったと考えられる。</p> <p>今後は、予算の適切な執行に努められたい。</p> <p>（なお、この意見は、大阪府福祉部障がい福祉室に係る意見ともする。）</p>	<p>本工事は、入所者がいる中で施工するものであり、工事の進行や仕様に指定管理者である事業団の意見を反映させる必要があることから随意契約を締結したものである。また、事業団による工事執行の際は、従来より府に準じた一般競争入札を実施して業者選定を行っており、公平性・経済性の確保はできている。</p> <p>なお、事業団に発注させる必要がある工事以外は、府が直接執行しているところであり、今後とも適切な予算執行に努める。（福祉部障がい福祉室）</p>